

東浦町緑の基本計画

いのちをまもり 暮らしをいりどり 未来につなぐ 緑のまちづくり

2021 ▶ 2040

[目次]

- 1. 東浦町緑の基本計画について 1
- 2. 東浦町の緑の現況 2
- 3. めざすべき緑の姿 3
- 4. 緑の将来像 4
- 5. 施策の体系 5
- 6. 計画の目標 7
- 7. 協働の進め方 8
- 8. 緑化重点地区 9
- 9. 推進体制・進行管理 10

1. 東浦町緑の基本計画について

「東浦町緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条の規定に基づき策定するもので、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。

緑が持つ機能と役割

- 環境保全機能……………生物多様性の維持、都市気象や騒音・振動の緩和
- レクリエーション機能……………休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保
- 防災機能……………避難場所・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地
- 景観形成機能……………美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり

計画の対象となる“緑”とは

本計画では、公園や緑地、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森岡自然公園



三丁公園



於大公園



於大のみち



申ヶ池



衣浦湾



乾坤院

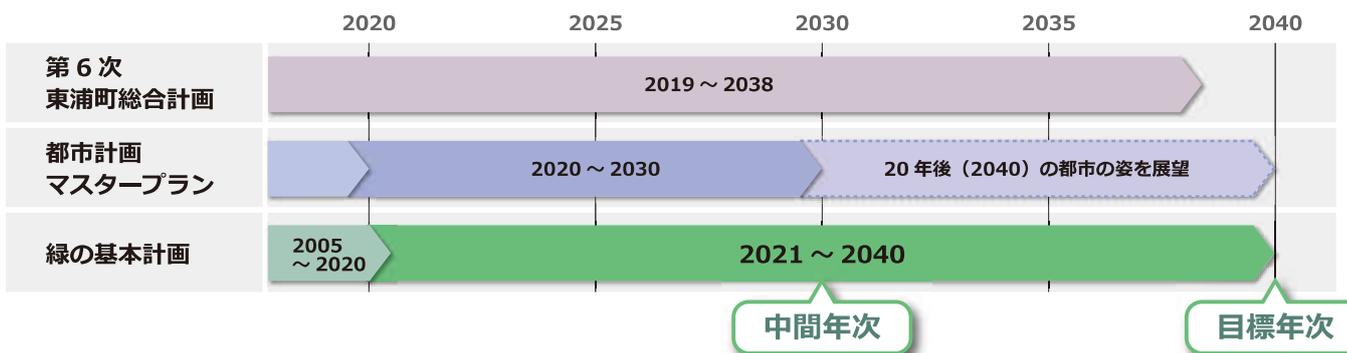


農地

計画の位置づけと目標年次

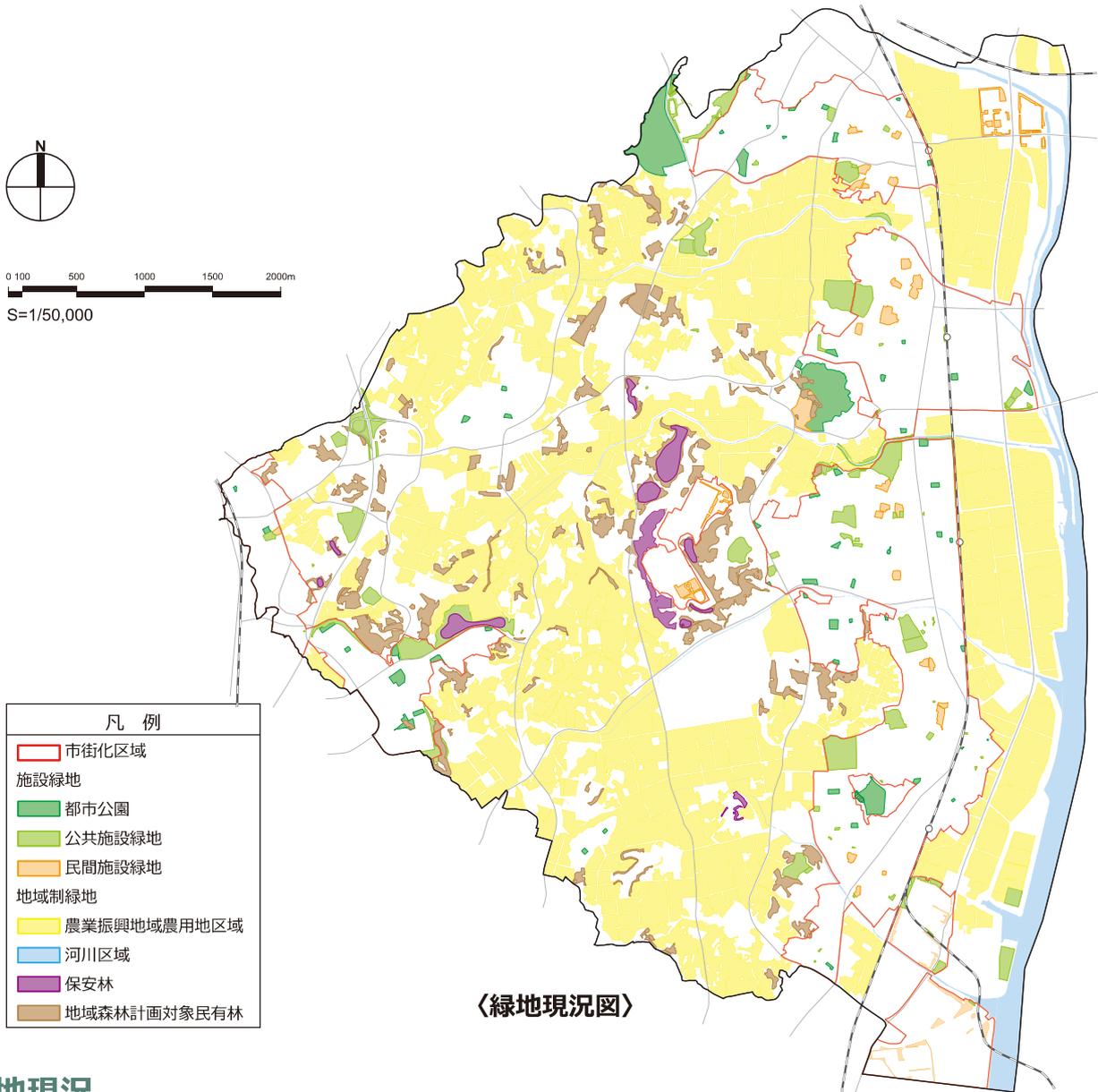
本計画は、「第6次東浦町総合計画」や「愛知県広域緑地計画」を踏まえ、「東浦町都市計画マスタープラン」などと整合を図るとともに、その他の関連計画とも連携を図ります。

本計画の目標年次は、20年後の2040（令和22）年度とします。中間年次は、「東浦町都市計画マスタープラン」との整合を図るため、2030（令和12）年度とします。



2. 東浦町の緑の現況

本町では 1,437.2ha の緑地が整備されており、緑地率は 46.2% です。



緑地現況

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人	
施設緑地	都市公園	59	38.9	7.7	
	公共施設緑地	82	71.1	14.2	
	都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地) 合計		141	109.9	21.9
	民間施設緑地	32	19.3	3.9	
		施設緑地 合計	173	129.2	25.8
地域制緑地	法によるもの	—	1,309.0	—	
	条例等によるもの	—	2.8	—	
	重複分	—	▲0.4	—	
		地域制緑地 合計	—	1,311.4	261.5
重複分		—	▲3.4	—	
		緑地 総計	—	1,437.2	286.6
住民基本台帳に基づく人口 (2020(令和2)年3月末時点)				50,154	
町域面積 (ha)				3,114	
緑地率 (%)				46.2	

注：四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

3. めざすべき緑の姿

東浦町がめざすべき緑の姿を、「いのちをまもり暮らしをいろいろ 未来につなぐ 緑のまちづくり」と設定します。

～ 緑の現況と課題 ～

課題 1	残された豊かな緑の保全と活用	自然環境
課題 2	減災の視点を踏まえた防災対策の推進	防災・減災
課題 3	“まち”の魅力創出につながる緑の活用	緑の活用
課題 4	持続可能な緑のまちづくり	地域のつながり

～ めざすべき緑の姿 ～

いのちをまもり 暮らしをいろいろ 未来につなぐ 緑のまちづくり

いのちをまもる緑

自然（緑・水）と共生し、災害にも強い緑のまちづくり

緑が持つ多様な機能を活用して、自然（緑・水）と共生するまちづくりにより生物多様性を保全し、自然災害にも強い緑のまちづくりをめざします。

施策の方向性

- 緑と水のネットワークの形成
- 生物多様性の保全
- 安全・安心をまもる機能の拡充

暮らしをいろいろる緑

暮らしの質を高める緑のまちづくり

住民の多様なニーズやライフスタイルに対応し、住みたい・住み続けたいまちを実現する、豊かな暮らしをいろいろる緑のまちづくりをめざします。

施策の方向性

- 新たな都市構造との連携〔都市の緑〕
- 緑による豊かな生活空間の形成〔コミュニティの緑〕
- 一人ひとりが実感できる緑のまちづくり〔住民にとっての緑〕

未来につなぐ緑

人と地域のつながりを大切に持続可能な緑のまちづくり

現在の豊かな自然（緑・水）を100年後の未来につないでいけるように、人とのつながり、地域とのつながりを大切に、持続可能な緑のまちづくりをめざします。

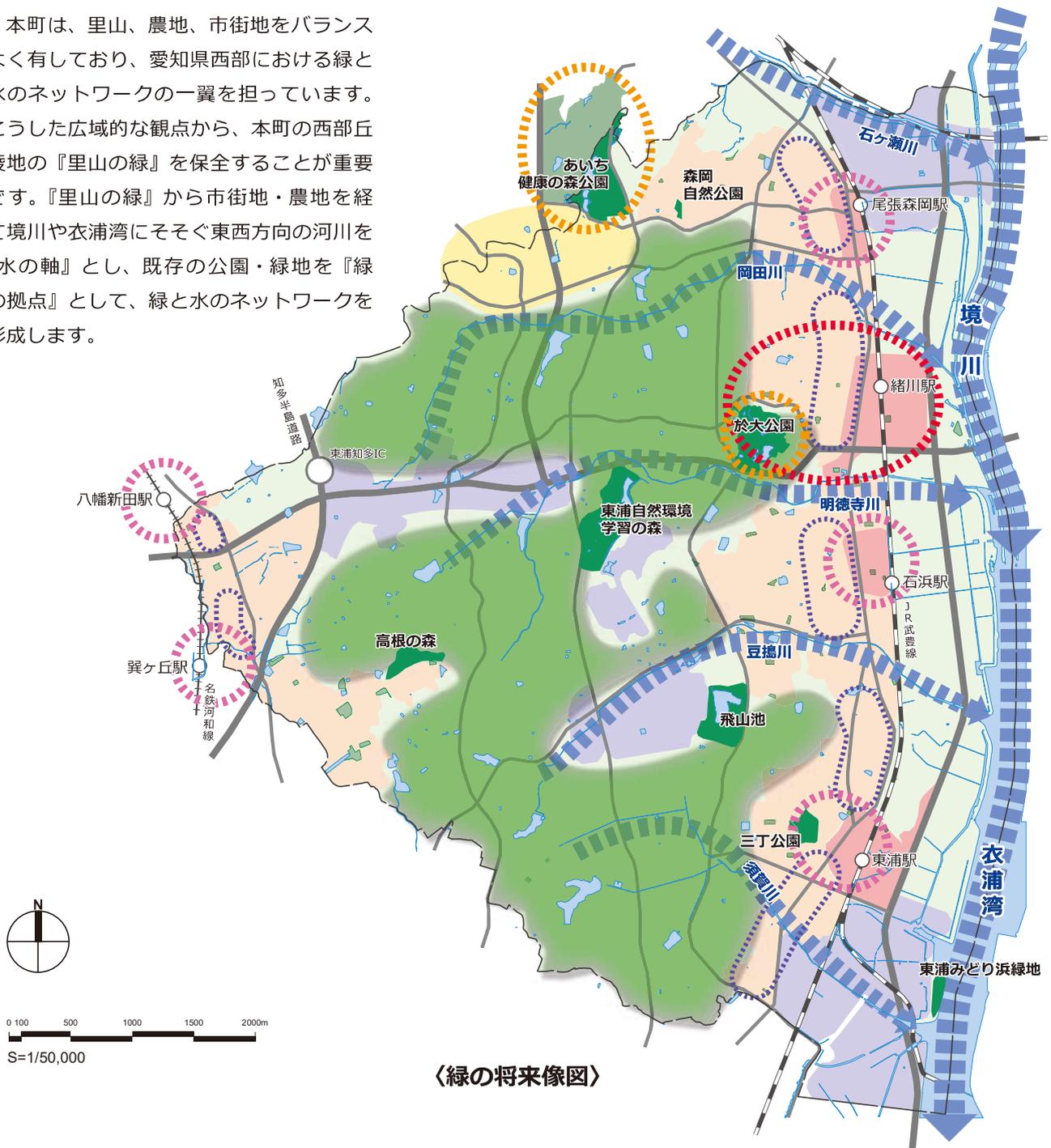
施策の方向性

- 多様な主体との持続可能な連携
- 地域をつなぐ緑の交流の推進
- 未来につなぐ仕組みづくり

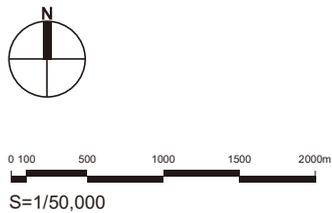
4. 緑の将来像

丘陵地の『里山の緑』、河川の『水の軸』、既存の公園・緑地の『緑の拠点』により、緑と水のネットワークを形成します。

本町は、里山、農地、市街地をバランスよく有しており、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。こうした広域的な観点から、本町の西部丘陵地の『里山の緑』を保全することが重要です。『里山の緑』から市街地・農地を経て境川や衣浦湾にそそぐ東西方向の河川を『水の軸』とし、既存の公園・緑地を『緑の拠点』として、緑と水のネットワークを形成します。



〈緑の将来像図〉



- 都市拠点
- 地域生活拠点
- レクリエーション拠点
- 古いまち並みの景観

- 住宅地ゾーン
- 商業地ゾーン
- 工業地ゾーン
- 新産業地ゾーン
- 農地・樹林・集落ゾーン
- 都市公園
- 水面
- 幹線道路
- 鉄道

5. 施策の体系

めざすべき緑の姿を実現するため、3つの基本方針に基づいた施策の展開を図ります。

いのちをまもり
暮らしをいろどり
未来につなぐ
緑のまちづくり

基本方針

施策の方向性

いのちをまもる緑

基本方針1
自然（緑・水）と共生し、
災害にも強い緑のまちづくり

1

緑と水のネットワークの形成

2

生物多様性の保全

3

安全・安心をまもる機能の拡充

暮らしをいろどる緑

基本方針2
暮らしの質を高める緑のまちづくり

4

新たな都市構造との連携
〔都市の緑〕

5

緑による豊かな生活空間の形成
〔コミュニティの緑〕

6

一人ひとりが実感できる緑のまちづくり
〔住民にとっての緑〕

未来につなぐ緑

基本方針3
人と地域のつながりを大切に
した持続可能な緑のまちづくり

7

多様な主体との持続可能な連携

8

地域をつなぐ緑の交流の推進

9

未来につなぐ仕組みづくり

具体的な施策

主な施策内容

河川と海岸線の緑の保全と活用

良好な水辺環境の保全と活用

樹林地の保全

樹林地・社寺林の保全・活用、竹林の適正管理

ため池の保全と活用

ため池と周辺樹林地の保全・活用

農地の保全と農地利用の最適化

農地保全の啓発、農地バンク制度の充実

里地里山の保全と活用

各種団体と協働による保全活動の推進、自然観察会や体験プログラムなどの充実

環境保全活動の推進

河川・ため池の水辺環境の生物多様性保全、環境学習や住民交流の場としての利活用

外来種対策の推進

住民への啓発、特定外来生物の侵入防止

公園などの防災・減災機能の強化

防災公園として三丁公園の整備、指定緊急避難場所の防災・減災機能の強化

グリーンインフラ推進による防災・減災の取組み

緑とオープンスペースが有する防災・減災機能の活用

利用者の安全に配慮した緑のまちづくり

公園施設の更新・修繕と植栽の適正管理

拠点となる公園・緑地の維持・充実

あいち健康の森公園の利活用、於大公園の再整備事業の推進

グリーンインフラ活用型の都市づくりの推進

緑と水を活かした都市空間の形成、緑による雨水流出の抑制や暑熱対策

公共施設の緑化推進

公共施設の緑化推進、公共施設緑地の整備と維持・充実

古いまち並みの景観に配慮した緑のまちづくり

社寺・史跡地・古いまち並みの景観の保全

身近に感じる公園・緑地などの整備・管理

空き地などを活用した公園・緑地の整備、計画段階からの住民との協働

緑を感じて歩く道の整備

於大のみちの緑道整備と管理、街路樹・沿道・沿川の民有地緑化の推進

コミュニティの核となる緑とオープンスペースの確保

市民緑地認定制度を活用した緑のまちづくり

緑に関する環境意識の向上

環境学習や住民交流の場の充実

住民が楽しめる緑のまちづくり

町内の魅力を再発見できる場の提供

住民の多様なニーズへの対応

誰もが遊べるインクルーシブパークの整備推進

アダプトプログラムによる地域活動の推進

道路や公園などの美化・保全活動の推進

緑地保全・緑化推進活動団体の育成・支援

地域活動団体の育成支援、「みどり法人」制度の活用

民間活力導入による公園の管理運営

指定管理者制度や公園設置管理許可制度などの導入検討

地域のにぎわい創出のための公園再生

身近な公園・緑地のにぎわい創出、公園活性化に関する協議会の設置

地域の実情に合わせた公園の管理運営

住民・事業者・行政の協働による管理運営

民有地緑化の推進

東浦町都市緑化推進事業補助金を活用した支援

保存樹木・保存樹林指定による緑の保全

東浦町樹木等保存要綱に基づく補助金交付

緑のまちづくりの情報発信の充実

広報紙やウェブを活用した情報発信、緑化支援制度などの周知・PR

緑化イベントの開催

植樹祭や講習会などの緑化イベントの開催

公園・緑地の利活用促進

地域住民のアイデアによる利活用促進

6. 計画の目標

めざすべき緑の姿を実現するための成果指標^{※1}及び達成指標^{※2}として、各基本方針に対し、以下の数値目標を設定します。

※1：成果指標：最終的な目標（成果）が達成されているかを計測するための指標。
 ※2：達成指標：最終的な目標を達成するための過程を計測する中間指標。（緑地面積など）

いのちをまもる緑

成果指標 1	基準値 2019 (R1) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
里山の保全活動の参加者数 ^{※3} (年間延べ人数)	2,592 人	3,200 人	3,800 人

※3：東浦自然環境学習の森における里山の保全活動の参加者数とします。

成果指標 2	基準値 2017 (H29) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
まちづくりの改善度 ^{※4} (里山などの自然環境保全)	13.6 % ^{※5}	20 %	25 %

※4：住民意識調査による〈まちづくりの改善度〉から、里山などの自然環境保全を抽出します。
 ※5：「良くなった」+「まあ良くなった」の回答者の比率を指標とします。

暮らしをいこうる緑

成果指標 3	基準値 2017 (H29) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
暮らしの満足度 ^{※6} (公園・緑地の整備)	32.6 % ^{※7}	37 %	40 %

※6：住民意識調査による〈暮らしの満足度〉から、「公園・緑地の整備」を抽出します。
 ※7：「満足」+「まあ満足」の回答者の比率を指標とします。

達成指標 1	基準値 2020 (R2) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
住民一人あたりの 都市公園等 ^{※8} 面積	21.9 m ² ^{※9}	24 m ²	25 m ²

※8：都市公園等：本計画では、都市公園+公共施設緑地と定義します。
 ※9：住民基本台帳に基づく人口（2020（令和2）年3月末時点）50,154人から算出します。

達成指標 2	基準値 2020 (R2) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
施設緑地面積 ^{※10}	129.2 ha	139 ha	148 ha

※10：施設緑地面積：都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地を足した面積とします。

未来につなぐ緑

成果指標 4	基準値 2018 (H30) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
公園の利活用回数 ^{※11}	75 件/年	97 件/年	116 件/年

※11：都市公園の行為許可件数（年間）とします。

成果指標 5	基準値 2020 (R2) 年	中間目標 2030 (R12) 年	目標値 2040 (R22) 年
民間活力導入による管理運営 ^{※12} を実施している公園 ^{※13} の数	4 公園	10 公園	16 公園

※12：民間活力導入による管理運営：指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度、市民緑地認定制度、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用、公園の活性化に関する協議会の設置、年間を通して自治会などで維持管理をしている公園など、公園緑地の管理運営に関する官民連携の取組みや民間活力導入をしている公園を対象とします。ただし、美化等の維持管理を主とするアダプトプログラムは含めないものとします。
 ※13：対象とする公園：都市公園だけでなく公園緑地に準じる公共施設緑地も対象とします。

7. 協働の進め方

緑の将来像を実現するために、住民・団体、事業者、行政のそれぞれが役割を果たしながら、施策の方向性に沿った取り組みを協働で推進します。

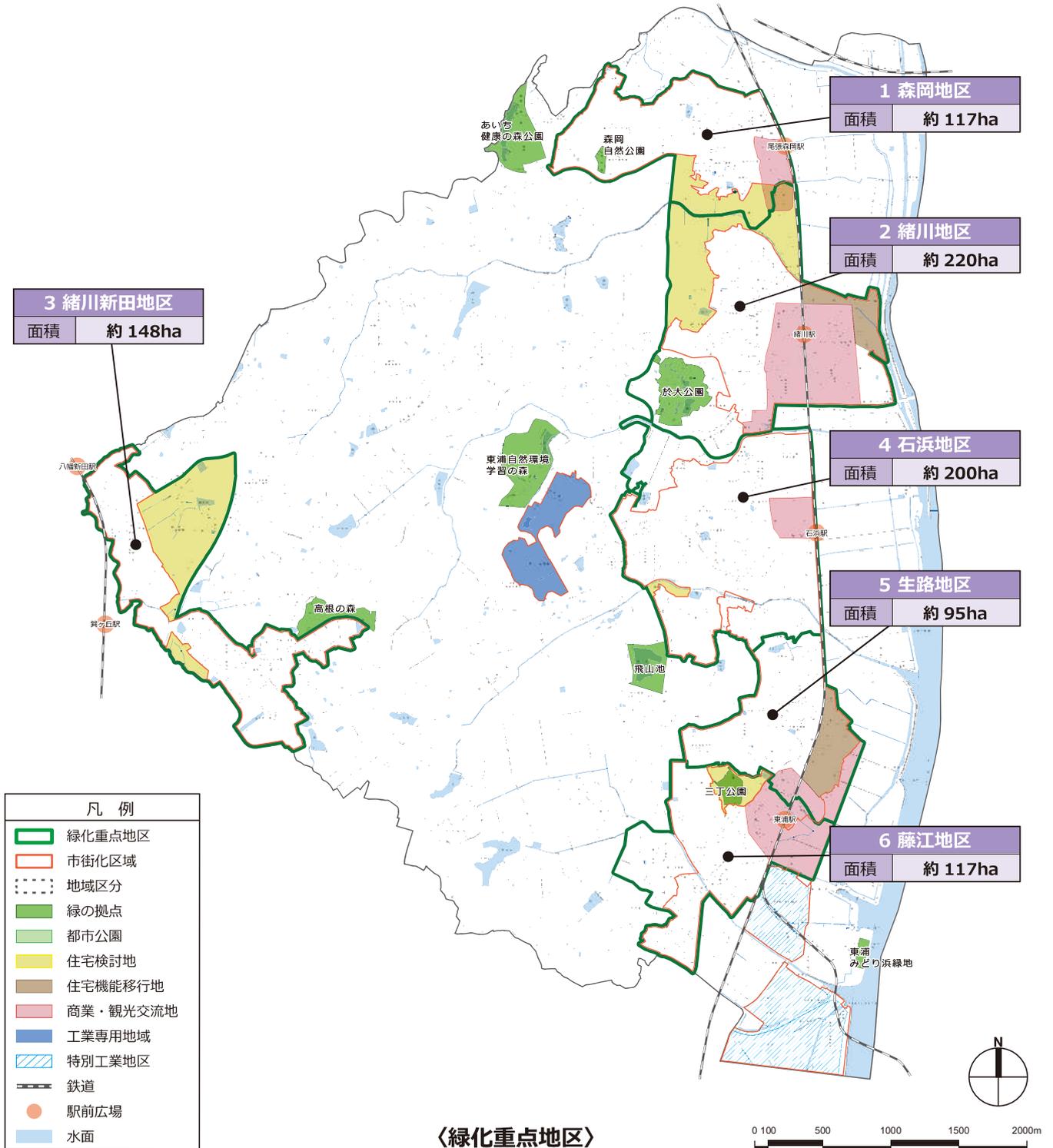
施策の方向性	協働の進め方の例		
	住民・団体の役割	事業者の役割	行政の役割
いのちをまもる緑 1 緑と水のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 河川やため池での環境保全活動、樹林地や社寺林の保全活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川やため池などの水辺環境、樹林地の保全や周辺環境への配慮に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策を図りながら水辺環境を整備します。
2 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 河川などの水辺環境を環境学習や住民交流の場として積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への積極的な参加と支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体と協働により、自然観察会や体験プログラムを充実します。
3 安全・安心をまもる機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 公園などの災害時の機能と役割を理解し、防災意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発や商業施設整備などにおいては、防災・減災機能を活用するグリーンインフラの取組みに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携により防災・減災機能を活用するグリーンインフラの取組みを推進します。
暮らしをいどころ緑			
4 新たな都市構造との連携	<ul style="list-style-type: none"> 拠点となる公園の使い方を住民の視点で提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発においては、周辺環境との調和、古いまち並み景観への配慮に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の緑化推進を図り、公共施設緑地の整備、維持・充実に努めます。
5 緑による豊かな生活空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階から公園の管理・運営に参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の開発などにおいては、適正な公園・緑地の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画・設計段階より住民との役割分担を共有します。
6 一人ひとりが実感できる緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題や緑の役割を理解し、環境意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内の社員・従業員の環境意識の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民のニーズを聴く機会を設け、多様なニーズに対応できる公園づくりに努めます。
未来につなぐ緑			
7 多様な主体との持続可能な連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動団体に住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として公園・緑地の管理運営へ参入します。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度など、民間活力導入を推進します。
8 地域をつなぐ緑の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公園の管理運営に関して行政と役割分担します。 	<ul style="list-style-type: none"> CSR 活動・SDGs の取り組みの一環として地域の公園再生などの取組みを支援・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に合わせた公園・緑地の再生に取組みます。
9 未来につなぐ仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップに積極的に参加し、住民から利活用のアイデアを提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の緑化イベントなどに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加のワークショップを開催し、公園・緑地の利活用を促進するための仕組みをつくります。

8. 緑化重点地区

緑の保全と緑化を推進し、緑に関する施策を重点的に展開する地区を「緑化重点地区」として設定します。

緑化重点地区の設定

めざすべき緑の姿を実現するためには、地域の特性を活かした緑のまちづくりを推進する必要があります。緑化重点地区を6地区に分けて設定し、各地域で緑のまちづくりに取組みます。



〈緑化重点地区〉

9. 推進体制・進行管理

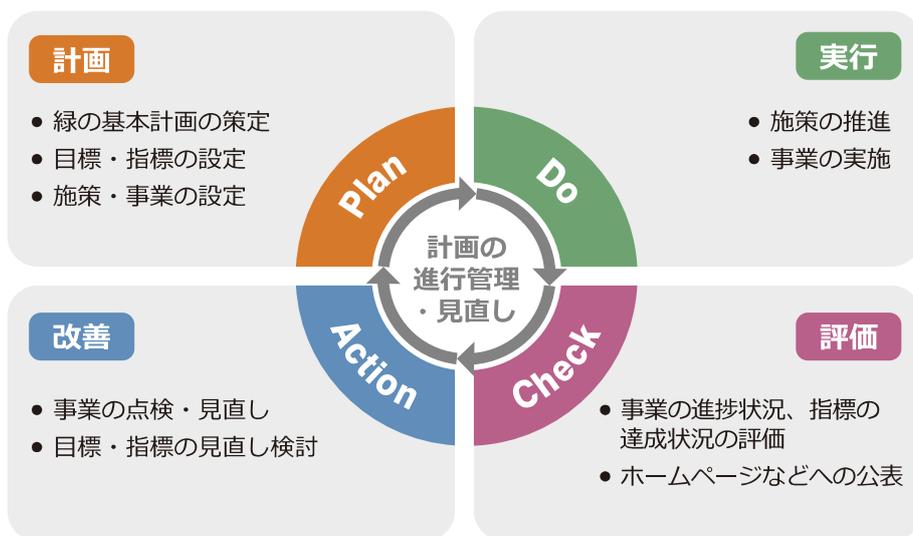
推進体制 — 住民・事業者との協働による緑のまちづくり

住民・事業者・行政はそれぞれの役割の下で、これまで以上に相互の連携を強化し、めざすべき緑の姿を実現するための協働と官民連携の取組みを推進します。



計画の進行管理

中間年次である 2030（令和 12）年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、概ね 5 年ごとを目安に、PDCA サイクル*による進捗状況や指標の達成状況の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



〈計画の進行管理サイクル〉

※：PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

概要版

東浦町緑の基本計画 2021 ▶ 2040

東浦町建設部都市整備課

発行：2021年3月

